

ふるさと納税の寄付金控除について

寄付金控除を受けるためには、確定申告が必要です

●所得税・個人住民税からの 寄付金控除について

■自治体等に対して年間2,000円を超える寄付をした場合、そのうち2,000円を超える部分が控除対象額となります。所得税・個人住民税それぞれから、次の計算式により算出した額が控除されます。

■住民税特例控除額は、個人住民税所得割額の2割が限度額ですので、寄付者の所得によって限度額は異なります。寄付金額が大きい場合は、寄付金-2,000円のすべてが控除にならない場合もあります。詳しくは、お住まいの市町村住民税窓口にお問い合わせください。

所得税・個人住民税の寄付金控除を受けるためには、寄付をした翌年に所得税の確定申告していただくことになります。本別町が発行する「寄付金受領証明書」を添付して、確定申告を行ってください。ただし、給与所得者等はふるさと納税ワンストップ特例の制度を利用すると確定申告が不要となります。ワンストップ特例制度を利用する場合は、寄付される際に申請が必要となります。

●所得税・個人住民税の寄付金控除の内訳

1 確定申告の際、寄付をした年分の所得税から、一定金額控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} \times \text{寄付者の所得税の限界税率} = \text{所得税からの控除額}$$

●限界税率とは、その方に課税される所得税の最も大きな税率(5~40%)で、所得に応じてかわります。

2 寄付の翌年度(確定申告後の6月賦課分)における住所地の個人住民税から、一定金額(次の合計額)が控除されます。

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} \times 10\% = \text{住民税基本控除額}$$

$$\text{寄付金額} - 2,000\text{円} \times 90\% - \text{寄付者の所得税の限界税率} = \text{住民税特例控除額}$$

●住民税の特例控除額には「住民税所得割の2割まで」という。限度額があります。